

## 岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金（以下「補助金」という。）の交付について、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、次に掲げる事項を目的として交付する。

- (1) 市民に対する地球温暖化対策等の環境意識の啓発
- (2) 温室効果ガスの排出量を低減する設備の導入による地球温暖化対策の促進
- (3) 温室効果ガスの排出量を低減する環境にやさしい住宅並びに集会所及び地域住民のコミュニティ活動のための施設（以下「集会施設」という。）の普及及び地域の活性化（交付対象設備）

第3条 補助金の対象となる設備は、別表第1に掲げるものとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない個人のうち、次のいずれかに該当する者
  - ア 市内に居住する者であって、その居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）に対象設備を設置しようとする者
  - イ 市内において新築又は取得した住宅に対象設備を設置かつ自ら居住しようとする者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するもののうち市長が認めるもの（以下「町会等」という。）の集会施設に対象設備を設置しようとする場合における当該町会等

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、1世帯又は1町会等につき一律50,000円とし、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）による交付申請は、対象設備に係る設置工事の着手前に、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類等を添付して行うものとする。

- (1) 対象設備設置予定場所を示す付近見取図
- (2) 対象設備設置前の現況のカラー写真（住宅等全体を含む。）及び対象設備の配置図
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 対象設備付き住宅を取得する場合における当該取得に係る契約書の写し

(5) 申請者以外の住宅等所有者全員の承諾書（様式第 2 号。該当者のみ。後述。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出方法及び提出期限は、市長が別に定める。

（計画変更等の承認申請）

第 7 条 規則第 7 条第 1 項各号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる見出しに応じ、当該各号に定める承認申請書による。

(1) 対象設備の変更の承認

岸和田市地球温暖化対策設備導入計画変更等承認申請書（様式第 3 号）

(2) 申請者の住所、氏名等の変更又は死亡による申請者の変更の承認

岸和田市地球温暖化対策設備導入計画変更等承認申請書（申請者等変更）（様式第 4 号）

(3) 計画中止の承認

岸和田市地球温暖化対策設備導入計画変更等承認申請書（計画中止）（様式第 5 号）

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を岸和田市地球温暖化対策設備導入計画変更等承認・不承認通知書（様式第 6 号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第 8 条 市長は、規則第 7 条第 1 項各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定をする場合においては、次の条件を付するものとする。

(1) 対象設備を設置する住宅等が、申請者の所有に係るものでない場合又は複数の者による所有に係るものである場合において、対象設備の設置について、書面により当該住宅等の所有者全員の承諾を受けていること。

(2) 補助金の交付の決定を受けて住宅等に対象設備を設置し、又は対象設備付き住宅を取得した者（以下これらを「補助事業者」という。）は、市長が別に定める期間、対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住し、又は使用する住宅等において消費する電力の用に充てなければならないこと。

(3) 補助事業者は、対象設備が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届けなければならないこと。

(4) 補助事業者が個人の場合は、規則第 13 条の規定による実績報告の日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(5) 補助金若しくは岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金又は岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金に係る補助金を受けたことがないこと。

（交付決定通知）

第 9 条 規則第 8 条の規定による交付決定通知は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定通知書（様式第 7 号）による。また、不交付を決定したときは、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金不交付決定通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金実績報告書（様式第 9 号。以下「実績報告書」という。）により行うものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 対象設備の設置状況（住宅等全体、各機器の銘板及びモニターを含む。）を示すカラー写真
- (2) 対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (3) 対象設備が太陽光発電機器の場合、電力会社が発行した再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約に係る書類の写し
- (4) 対象設備の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書の提出方法及び提出期限は、市長が別に定める。

（交付額確定通知）

第 11 条 規則第 14 条の規定による交付額確定通知は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）による。

（交付請求）

第 12 条 補助金の交付請求は、前条の規定による通知後に、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付請求書（様式第 11 号。町会等は様式第 12 号。）により行わせるものとする。

2 市長は、前項の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 規則第 17 条第 1 項に規定する場合のほか、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (2) 実績報告期限までに報告がなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（処分に係る承認申請）

第 14 条 規則第 19 条の規定による承認申請は、岸和田市地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第 14 号）による。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を岸和田市地球温暖化対策設備処分承認通知書（様式第 15 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（処分の制限期間）

第 15 条 規則第 19 条ただし書の規定により、市長が定める期間は、対象設備を設置した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める

耐用年数が経過する日までとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

(岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱の廃止)

2 岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱（平成 21 年 7 月 16 日施行）は廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第 13 条から第 16 条の規定は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

(岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱の廃止)

4 岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱（平成 27 年 5 月 22 日施行）は廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

5 前項の規定による廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第 13 条から第 16 条の規定は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表第1

対象設備	内容
1 太陽光発電機器 +定置用リチウムイオン蓄電池	<p>太陽光発電機器（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋根、外壁等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。</li> <li>2 未使用品であること。</li> <li>3 電力会社と電気契約を締結していること。</li> <li>4 住宅に設置する場合において、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること。</li> </ol> <p>定置用リチウムイオン蓄電池</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 J I S規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたものであること。</li> <li>2 システムを構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1kWh以上のものであること。</li> <li>3 未使用品であること。</li> </ol>
2 太陽光発電機器 +HEMS	<p>太陽光発電機器 上記に同じ</p> <p>HEMS</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。</li> <li>2 未使用品であること。</li> <li>3 ECHONET Lite規格に対応していること。</li> <li>4 空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。</li> </ol>
3 燃料電池コージェネレーション機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。</li> <li>2 自立運転機能付きであること。</li> <li>3 未使用品であること。</li> </ol>